

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む)

山梨県公報

号外第七十三号

平成二十六年

十二月二十六日

金 曜 日

目 次

規 則

- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県行政書士法施行細則の一部を改正する規則……………六
- 山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則及び山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則……………一〇

規 則

山梨県規則第三十八号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	123,900	197,000	249,500	281,000
	2	124,800	198,400	250,900	282,900
	3	125,800	199,800	252,200	284,700
	4	126,700	201,200	253,500	286,600
	5	127,700	202,600	254,600	288,500
	6	128,700	204,100	255,900	290,400
	7	129,700	205,500	257,200	292,200
	8	130,700	207,000	258,500	294,100
	9	131,500	208,500	259,600	295,800
	10	132,500	210,100	260,900	297,600
	11	133,500	211,700	262,200	299,400
	12	134,600	213,300	263,500	301,200
	13	135,400	214,700	264,600	302,800
	14	136,400	216,400	265,800	304,500
	15	137,400	218,100	267,000	306,200
	16	138,400	219,700	268,100	307,800
	17	139,500	221,100	269,200	309,400
	18	140,700	222,300	270,400	311,100
	19	141,900	223,500	271,500	312,800
	20	143,100	224,700	272,600	314,500
	21	144,200	226,000	273,600	315,800
	22	145,400	227,600	274,700	317,200
	23	146,600	229,200	275,800	318,600
	24	147,800	230,800	276,900	320,100
	25	149,000	232,400	278,000	321,600
	26	150,500	233,900	279,100	323,100
	27	152,000	235,400	280,200	324,600
	28	153,500	236,900	281,300	326,000
	29	154,900	238,300	282,400	327,600
	30	156,400	239,700	283,500	328,900
	31	157,900	241,100	284,500	330,200
	32	159,400	242,400	285,500	331,400
	33	160,900	243,600	286,400	332,500
	34	162,700	245,000	287,500	333,500
	35	164,500	246,300	288,600	334,600
	36	166,300	247,700	289,700	335,800
	37	168,100	249,000	290,400	337,000
	38	169,800	250,400	291,300	338,200
	39	171,500	251,800	292,200	339,400
	40	173,200	253,200	293,200	340,600
	41	175,000	254,400	294,100	341,700
	42	176,500	255,700	295,100	342,900
	43	178,000	257,000	296,100	344,100
	44	179,500	258,300	297,000	345,300

再任職員及び任期付職員以外の職員

45	180,900	259,300	297,800	352,800
46	182,400	260,400	298,700	354,300
47	183,900	261,600	299,600	355,800
48	185,400	262,800	300,500	357,300
49	186,900	264,100	301,200	359,000
50	188,100	265,300	301,900	359,800
51	189,400	266,500	302,700	361,000
52	190,600	267,500	303,500	362,000
53	192,000	268,600	304,100	362,900
54	193,100	269,800	304,900	364,000
55	194,300	271,000	305,600	365,000
56	195,500	272,200	306,300	366,100
57	196,700	273,200	307,000	367,000
58	197,900	274,300	307,800	367,700
59	198,900	275,400	308,600	368,400
60	200,000	276,400	309,300	369,100
61	201,000	277,500	309,900	369,600
62	202,200	278,600	310,600	370,200
63	203,400	279,700	311,300	370,900
64	204,500	280,800	312,000	371,600
65	205,700	281,700	312,500	371,900
66	207,000	282,500	313,100	372,600
67	208,300	283,300	313,700	373,300
68	209,600	284,200	314,300	374,000
69	210,900	285,100	314,900	374,400
70	212,200	285,900	315,300	375,000
71	213,500	286,700	315,800	375,700
72	214,800	287,400	316,300	376,300
73	215,500	288,200	316,600	376,700
74	216,900	289,000	317,100	377,300
75	218,200	289,800	317,600	378,000
76	219,600	290,600	318,100	378,600
77	220,700	291,200	318,300	379,000
78	222,000	291,800	318,700	379,500
79	223,300	292,300	319,100	380,100
80	224,500	292,700	319,500	380,700
81	225,600	293,100	319,900	381,200
82	226,800	293,600	320,300	381,800
83	228,000	294,100	320,700	382,400
84	229,200	294,600	321,100	383,000
85	230,400	295,000	321,400	383,600
86	231,600	295,600	321,800	384,200
87	232,800	296,200	322,200	384,800
88	233,900	296,800	322,500	385,400
89	235,100	297,100	322,800	386,100
90	236,300	297,600	323,200	386,700
91	237,500	298,100	323,500	387,300
92	238,700	298,600	323,900	387,900

93	239,800	299,000	324,100	388,600
94	240,800	299,500	324,400	
95	241,800	300,000	324,700	
96	242,800	300,500	325,100	
97	243,800	300,800	325,400	
98	244,800	301,200	325,700	
99	245,800	301,700	326,000	
100	246,800	302,200	326,400	
101	247,800	302,600	326,700	
102	248,700	303,000		
103	249,600	303,400		
104	250,500	303,800		
105	251,500	304,100		
106	252,300	304,500		
107	253,100	304,900		
108	253,800	305,300		
109	254,600	305,600		
110	255,200	306,000		
111	255,800	306,400		
112	256,300	306,800		
113	256,600	307,000		
114	257,000	307,400		
115	257,500	307,800		
116	258,000	308,100		
117	258,600	308,400		
118	259,000	308,800		
119	259,500	309,100		
120	260,000	309,400		
121	260,300	309,600		
122	260,600	310,000		
123	260,900	310,300		
124	261,200	310,600		
125	261,400	310,800		
126	261,800	311,200		
127	262,100	311,500		
128	262,400	311,900		
129	262,600	312,100		
130	262,800	312,500		
131	263,200	312,900		
132	263,400	313,300		
133	263,700	313,500		
134	264,100			
135	264,500			
136	264,900			
137	265,100			
138	265,400			
139	265,600			
140	265,900			

141	266,200			
142	266,400			
143	266,700			
144	267,000			
145	267,200			
146	267,400			
147	267,700			
148	267,900			
149	268,200			
150	268,500			
151	268,800			
152	269,000			
153	269,200			
154	269,500			
155	269,700			
156	269,900			
157	270,200			
158	270,500			
159	270,800			
160	271,100			
161	271,200			
162	271,500			
163	271,800			
164	272,100			
165	272,200			
166	272,500			
167	272,800			
168	273,100			
169	273,200			
170	273,500			
171	273,800			
172	274,100			
173	274,200			
174	274,500			
175	274,800			
176	275,100			
177	275,200			
再任職員	200,500	225,200	246,400	278,100
任期付職員	127,700			

第六条中「省令第十七条の二第一項第五号」を「行政書士法施行規則第十七条の二第一項第六号」に改める。
第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

(表)

←----- 9センチメートル ----->

↑ 6 セ ン チ メ ー ト ル ↓	写 真	身分証明書 職名 氏名	第 号 年 月 日 生
上記の者は、行政書士法第4条の12第2項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。			
年 月 日 (発行)		山梨県知事	印

(裏)

備考

- 1 この証明書の有効期間は、発行後1年とする。
 - 2 有効期間満了後は、直ちに発行者に返還しなければならない。
 - 3 行政書士法抜粋
(報告の徴収及び立入検査)
- 第4条の12 総務大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 - 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3号様式 (第4条関係)

(表)

←----- 9センチメートル ----->

写 真

第 号

身分証明書

職名

氏名

年 月 日 生

上記の者は、行政書士法第13条の22第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日 (発行)

山梨県知事 印

↑----- 6センチメートル -----↓

(裏)

備考

- 1 この証票の有効期間は、発行後1年とする。
- 2 有効期間満了後は、直ちに発行者に返還しなければならない。
- 3 行政書士法抜粋
(立入検査)

第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該職員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることができる。

- 2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該職員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。
- 3 当該職員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年十二月二十七日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に発行されているこの規則による改正前の山梨県行政書士法施行細則第二号様式及び第三号様式は、この規則による改正後の山梨県行政書士法施行細則第二号様式及び第三号様式とみなす。

山梨県規則第四十号

山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則及び山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則及び山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

(山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年山梨県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十八年文部科学省令・厚生労働省令第三号。以下「省令」を「平成二十六年内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令第二号。以下「命令」に、「山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例」を「山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例」に改める。

第七条中「認定こども園の」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の」に、「第五号様式」を「第九号様式」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第九条とする。

2 知事は、前項の規定により認定こども園認定辞退届の提出を受けたときは、その旨を公表するものとする。

第六条各号を次のように改め、同条を第八条とする。

一 子どもに対する食事の提供の責任が認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が

行われること。

三 調理業務の受託者を、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

四 子どもが年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギ1、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じて子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めるとともに、当該計画を公表するよう努めること。

第五条第一項を削り、同条第二項中「省令第七号」を「命令第二十九号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「省令第七号第二号」を「命令第二十九号第二号」に改め、同条第六号中「子育て支援」を「子育て支援事業」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「省令第七号第三号」を「命令第二十九号第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加え、同条を第七号とする。

4 法第三十条第一項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書(第八号様式)により行われなければならない。

第四条第一項中「第七号第一項」を「第二十九号第一項又は命令第十五号第二項」に、「第三号様式」を「第七号様式」に改め、同条第二項中「省令第六号第一号」を「命令第二十八号第一号」に、「第四号第一項第四号」を「第四号第一項第三号又は第四号」に、「子どもの数」を「利用定員」に改め、同条を第六号とする。

第三条の次に次の二条を加える。
(設置等の届出及び認可の申請)

第四条 法第十六条の規定による届出又は法第十七条第一項の規定による認可の申請に係る法第十八条第一項の書類は、次の各号に掲げる届出又は認可の申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式のとおりとする。

一 設置に係る届出又は認可の申請 幼保連携型認定こども園設置届出書(認可申請書)(第三号様式)

二 廃止又は休止に係る届出又は認可の申請 幼保連携型認定こども園廃止(休止)届出書(認可申請書)(第四号様式)

三 設置者の変更に係る届出又は認可の申請 幼保連携型認定こども園設置者変更届出書(認可申請書)(第五号様式)

(身分証明書)
第五条 法第十九条第二項の身分を示す証明書は、身分証明書(第六号様式)のとおりとす。

第1号様式中「認可外保育施設」や「保育機能施設」及び「保育を行う子どもの数」
や「利用定員」及び「児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児」や「保育
を必要とする子ども」及び「3歳」や「満3歳」及び「及び保育の」や「又は保育の」
及び「並びにこれらの」や「及び」及び「」を削除する。

第4号様式及び第5号様式を廃止する。

第3号様式中「(第4条関係)」や「(第6条関係)」及び「第7条第1項」や「第29
条第1項(及び就学前の子ども)に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
法律施行規則第15条第2項)」及び「同法第4条第1項各号に掲げる事項等

を変更したので、次」や「次」及び

認定こども園の名称	
認定こども園の長の氏名	

」

認定こども園の名称	
-----------	--

--

」に改め、同様式を第七号様式とする。

第二号様式の次に次の四様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

幼保連携型認定こども園設置届出書（認可申請書）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条（第17条第1項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます（申請します）。

幼保連携型認定こども園の設置の目的						
幼保連携型認定こども園の名称						
幼保連携型認定こども園の長となるべき者の氏名						
届出に係る（認可を受けようとする）施設	名称					
	所在地					
	電話番号					
	開設時期					
利用定員	区分	満3歳未満	満3歳以上	小計	合計	人
	保育を必要とする子ども	人	人	人		
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人		

教育及び保育の目標及び主な内容	(教育及び保育の目標及び理念)			
	(教育及び保育の内容の概要)			
	年間開園日数	日		
	開園時間	平日	: ~ :	(時間)
		土曜日	: ~ :	(時間)
日曜日・祝日		: ~ :	(時間)	
その他				
休園日				
子育て支援事業のうち幼保連携型認定こども園が実施するもの				

添付書類

- 1 職員の配置の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
- 3 施設設備の基準を満たすことを証する書類
- 4 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図
- 5 教育及び保育に関する全体的な計画書及び指導計画書
- 6 教育及び保育に従事する職員の研修計画書
- 7 子育て支援事業の実施に関する計画書
- 8 管理運営体制に関する書類
- 9 その他知事が必要と認める書類

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（認可申請書）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条（第17条第1項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます（申請します）。

幼保連携型認定こども園の名称	
廃止（休止）の理由	
園児の処置方法	
廃止の期日（休止の予定期間）	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)
財産の処分	

備考

- 「財産の処分」の欄は、幼保連携型認定こども園を廃止する場合に限り記載すること。
- 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

変更前の設置者 住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

変更後の設置者 住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（認可申請書）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条（第17条第1項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます（申請します）。

1 名称等

幼保連携型認定こども園の 名称							
幼保連携型認定こども園の 長となるべき者の氏名							
届出（申 請）に係 る施設	名称						
	所在地						
	電話番号						
利用定員	区分	満3歳未満	満3歳以上	小計	合計	人	
	保育を必要とする子ども	人	人	人			
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人			
教育及び保育の目標及び主 な内容		(教育及び保育の目標及び理念)					
		(教育及び保育の内容の概要)					
		年間開園日数	日				
		開園時間	平日	:	~	:	(時間)
			土曜日	:	~	:	(時間)
			日曜日・祝日	:	~	:	(時間)
その他							
休園日							
子育て支援事業のうち幼保 連携型認定こども園が実施 するもの							

2 変更事項

(1) 変更前

幼保連携型認定こども園の設置の目的		
幼保連携型認定こども園の名称		
変更の対象となる施設	名称	
	所在地	
	電話番号	
園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面		
幼保連携型認定こども園の運営に関する規程		
経費の見積り及び維持方法		

(2) 変更後

幼保連携型認定こども園の設置の目的		
幼保連携型認定こども園の名称		
変更の対象となる施設	名称	
	所在地	
	電話番号	
園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面		
幼保連携型認定こども園の運営に関する規程		
経費の見積り及び維持方法		

3 変更理由

4 変更時期

備考 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

第6号様式（第5条関係）

(表)

←----- 9センチメートル ----->	
6 セ ン チ メ ー ト ル	第 号 身分証明書 所属 職氏名 上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。 年 月 日 (発行) 山梨県知事
	印

(裏)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）
 （報告の徴収等）

第19条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式に次の二様式を加える。

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

認定こども園の名称							
利用定員	区分	満3歳未満	満3歳以上	小計	合計	人	
	保育を必要とする子ども	人	人	人			
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人			
教育又は保育の目標及び主な内容（※）		(教育又は保育の目標及び理念)					
		(教育又は保育の内容の概要)					
		年間開園日数	日				
		開園時間	平日	:	~	:	(時間)
			土曜日	:	~	:	(時間)
			日曜日・祝日	:	~	:	(時間)
その他							
休園日							
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの（※）							
利用料							

備考

- 1 ※印欄は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園である場合に限り記載すること。
- 2 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にあつては、次に掲げる書類を添付すること。
 - ア 職員の配置の基準を満たすことを証する書類
 - イ 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
 - ウ 施設設備の基準を満たすことを証する書類
 - エ 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図
 - オ 教育及び保育の実施状況に関する書類
 - カ 教育及び保育に従事する職員の研修の実施状況に関する書類
 - キ 子育て支援事業の実施状況に関する書類
 - ク 管理運営体制に関する書類
 - ケ その他知事が必要と認める書類

第9号様式（第9条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定こども園認定辞退届

山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

認定こども園の名称	
辞退の理由	
辞退予定年月日	年 月 日

(山梨県私立学校法等施行細則の一部改正)

第二条 山梨県私立学校法等施行細則(昭和四十八年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「第六条第二項」を「第二条第六項」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、同条の規定による改正後の山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。